

補装具の種類及び判定要否一覧

令和3年4月

種目	名称	新規交付				障がい児 指定育成医 療機関等
		相談センター		市町村		
		来所 判定	書面判 定可能	意見 書	手帳 確認	書面判定
義肢装具	義手	肩義手、上腕義手、肘義手、前腕義手、手義手、手部義手、手指義手	○			
	義足	股義足、大腿義足、膝義足、下腿義足、果義足、足根中足義足、足指義足	○			
	下肢装具	長下肢装具、短下肢装具、股装具、膝装具、靴型装具、足底装具	○			
	体幹装具	頸椎装具、胸椎装具、腰椎装具、仙腸装具、側弯矯正装具	○			
	上肢装具	肩装具、肘装具、手背屈装具、長対立装具、短対立装具、把持装具、MP装具、指装具、BFO	○			
	先天性股脱装具 内(外)反装具					
座位保持装置	平面形状型、モールド型、シート張り調節型	○				
車椅子	普通型、リクライニング式普通型、ティルト式普通型、リクライニング・ティルト式普通型、手動リフト式普通型、前方大車輪型、リクライニング式前方大車輪型、片手駆動型、レバー駆動型、リクライニング式片手駆動型、リクライニング式手押し型、ティルト式手押し型、リクライニング・ティルト式手押し型		○ オーダー メイド	○ レディ メイド		障がい児の補装具判定は市町村になります
	手押し型		○ オーダー メイド		○ レディ メイド	
電動車椅子	普通型、簡易型、リクライニング式普通型、電動リクライニング式普通型、電動リフト式普通型、電動ティルト式普通型、電動リクライニング・ティルト式普通型	○	○ 再交付のみ			
座位保持椅子						
起立保持具	障がい児のみ対象					
頭部保持具						
排便補助具						
歩行器		六輪型、四輪型、三輪型、二輪型、固定型、交互型			○	
重度障害者用意思伝達装置			○			
歩行補助つえ	松葉づえ、多脚つえ、カナディアンクラッチ、ロフストランドクラッチ、プラットホーム杖				○	
義眼	義眼(レディメイド・オーダーメイド)			○		
眼鏡	矯正用、コンタクトレンズ、弱視用、遮光用			○		
視覚障害者安全つえ	普通用、携帯用				○	
補聴器	高度難聴用ポケット型・耳かけ型、重度難聴用ポケット型・耳かけ型、骨導型ポケット型・眼鏡型、耳あな型		○			
再交付または修理	相談センターの判定を要する補装具の再交付又は修理については、特に医学的判定を要すると認められる場合以外は、耐用年数に関係なく、判定は不要です。ただし、電動車椅子、重度障害者用意思伝達装置(本体と視線検出式の入力装置)、骨格構造義肢の再交付及びソケット交換及びアライメント調整等を要する修理は判定が必要です。					

※相談センターの判定を要しないもので、判定に困る場合はご相談ください。

※書面判定が可能なものについても、必要に応じて、来所判定になる場合があります。

※座位保持装置の新規判定は、原則、来所判定になります。